

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

令和8年（2026年）2月12日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア中「7,801人」を「7,789人」に、「1,537人」を「1,475人」に改め、同号イ中「1,109人」を「1,112人」に改め、同号エ中「557人」を「560人」に改め、同条第3号ア中「299人」を「303人」に改め、同号イ中「9,856人」を「9,951人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位：人)

(現行)	(改正)	(増減)	増減内訳	
第1条				
(1) 市長の補助機関である職員				
ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。）				
7,801	7,789	▲ 12	区役所の体制強化 +32 重点施策事業の推進に伴う増 +21 その他業務量の増加等に伴う増 +17 事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 82	
〔うち福祉に関する事務所の職員〕				
1,537	1,475	▲ 62		
イ 病院局に属する職員				
1,109	1,112	+3	その他業務量の増加等に伴う増	+3
ウ 中央卸売市場に属する職員				
22	22	0		
エ 交通局に属する職員				
557	560	+3	重点施策事業の推進に伴う増 +1 その他業務量の増加等に伴う増 +2	
オ 水道局に属する職員				
616	616	0		
カ 下水道河川局に属する職員 (下水道事業に従事する職員に限る。)				
448	448	0		
(2) 議会事務局の職員				
35	35	0		

## 札幌市職員定数条例増減比較表

(単位：人)

(現行)	(改正)	(増減)	増減内訳		
(3) 教育委員会の職員					
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員					
299	303	+4	{ 重点施策事業の推進に伴う増 +2 その他業務量の増加等に伴う増 +3 事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 1		
イ 学校に属する職員					
9,856	9,951	+95		{ 重点施策事業の推進に伴う増 +109 事務事業の見直し等に伴う減 ▲ 14	
(4) 選挙管理委員会の職員					
10	10	0			
(5) 人事委員会事務局の職員					
20	20	0			
(6) 監査事務局の職員					
27	27	0			
(7) 農業委員会の職員					
0	0	0			
(8) 消防職員					
1,745	1,745	0			